

## 松伏町告示第94号

令和6年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月1日

松伏町長 高野 祐大

### 財政事情の公表

#### 1 財政方針

我が国の経済情勢は、内閣府の発表によると、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されていますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があると見込まれています。

このような社会経済情勢の下、令和6年度の歳入では、町税においては定額減税の影響により減額となる見込みです。一方、地方特例交付金や地方交付税等が増額になったことから、町全体の歳入としては増額となる見込みです。歳出については、物価高騰対策である定額減税補足給付事業や住民税非課税世帯等重点支援事業等に係る経費が増額となりましたが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、社会情勢の影響に注視するとともに、「松伏町第6次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「みんなの笑顔を未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」の実現を目指してまいります。